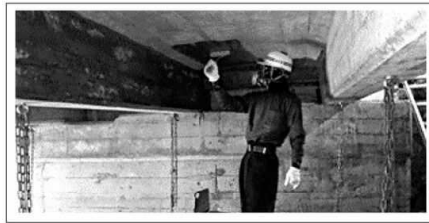


## 表面含浸工



表面含浸工

### 1. 適用範囲

#### 1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) コンクリート構造物への含浸材塗布工事。
- (2) 含浸材の総塗布量が0.1kg/m<sup>2</sup>以上0.35kg/m<sup>2</sup>以下の場合。
- (3) 1現場当たりの対象面積が100m<sup>2</sup>以上の場合。

#### 1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) 含浸材の総塗布量が0.1kg/m<sup>2</sup>未満及び0.35kg/m<sup>2</sup>を超える場合。
- (2) スプレーによる塗布作業の場合。
- (3) 狭隘な場所を対象とした作業の場合。
- (4) 含浸材の養生に散水を伴う場合。
- (5) 複数層塗りのうち、複数層の塗布を同日に施工しない場合。
- (6) 1現場当たりの対象面積が100m<sup>2</sup>未満の場合。
- (7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

### 2. 標準単価の設定

#### 2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○、及びフロー図の実線部分である。

工 種	単価の構成			フロー図（標準単価の対象は、図の実線部分である）			
	機	労	材				
簡易清掃または 下地処理	○	○	○	○	○	○	(注)1.簡易清掃とは、塗布面に付着している泥・ほこり、油脂等の除去作業である。 2.下地処理はサンダーケレンとする。 3.高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。
含浸材塗布	○	○	×	○	○	○	(注)1.はけ・ローラーによる塗布作業とする。 2.高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。 3.現場内小運搬の費用を含む。 4.表面含浸材の材料費は含まない。

土木コスト情報/2019・7月

禁無断複製・入力利用

前月比  : 上伸、 : 下落